

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0) に対する意見とその対応方針について

箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
	頁	記述、定義等について	
1		全般へのコメント VER検討会において、海外植林、海外VER等についての十分な議論をしないまま、制度だけが優先されるのは公平性の面からもよくないのではないかと？	本認証基準は、クレジットの種類も含め、環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に則したカーボン・オフセットとして認められるために必要な要件を明確にしたものであり、「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」(VER検討会)における議論については今回のパブリック・コメントの対象外です。御指摘の点はVER検討会において参考意見としてお伺いしたいと考えております。
2		全般へのコメント 第三者認証機関と、国内排出量取引の統合市場における国内クレジット認証機関との整合性はどのように取れているのか？ 第三者認証機関やクレジット認証機関の関係を整理して、利用者にとって分かりやすくコストが大きくない制度とした上で、告知の徹底や啓発活動を行うことが重要。	本認証基準は、クレジットの種類も含め、環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に則したカーボン・オフセットとして認められるために必要な要件を明確にしたものです。カーボン・オフセットの取組の認証と、排出削減・吸収量の認証は、目的が異なります。カーボン・オフセットの信頼性の構築に関する取組については、説明会の開催や、環境省等のウェブページ等を通じて分かりやすい情報の提供に努めてまいります。
3		全般へのコメント 第三者認証機関はどこを想定しているか。また、第三者認証機関自体の基準(認定基準や資格審査など)が必要ではないか。	制度開始当初については、気候変動対策認証センター(社団法人 海外環境協力センター内)が第三者認証機関を務めることを想定しております。認証業務を通じて得られた知見に基づき、第三者認証機関が満たすべき要件を整理してまいります。
4		全般へのコメント 認証に要する費用、時間についての説明が必要。認証費用や認証の手続きの軽減について考慮されたい。	第三者認証の目的は、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資するため、環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、さまざまなカーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築することにあります。認証要件の過度の簡素化によって、確保できる信頼性の水準が低下するようであれば、その目的に反してしまいます。 認証に要する費用や時間については、この最低限確保すべき信頼性の水準に鑑みて設定される見込みですが、本制度の利便性の確保のため、手数料等の負担については、できる限り軽減してまいりたいと考えております。 なお、カーボン・オフセットの取組は自主的なものであり、本認証基準は環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に則したカーボン・オフセットの認証を受けることを希望する方を対象としております。
5		全般へのコメント 申請者(民間)のみに認証のコスト負担を強いるのではなく、行政が普及・促進のためにある程度のコストを負担し、申請者の負担を軽減する枠組みも合わせ検討すべきではないか。	本制度の利便性の確保のため、手数料等の負担については、できる限り軽減してまいりたいと考えております。
第1章 はじめに			
6	P1	1. 認証基準を策定する背景 (カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保する上での課題)の「②オフセットに用いられるクレジットを生み出す…」クレジットの意味を書くべき。	環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」において「他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等」としており、これをふまえて用語集に記載させていただきます。
7	p2	4. 認証基準の適用範囲 特定者間完結型を対象としないのか。特定者間完結型の基準の策定予定は。	市場を通してクレジットを購入することではなく、別途に排出削減・吸収活動を行ったり別途の排出削減・吸収活動から直接クレジットを購入することによりオフセットする特定者間完結型についても、信頼性の構築が必要であると考えております。市民、NPO/NGO、会議・イベントの主催者等が実施する排出削減・吸収活動に伴う排出削減・吸収量について地域の有識者等第三者が確認する手法について、今後公的機関が別途具体的な事例を示すこととしております。 なお、市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト実施者から直接購入する場合については、本認証基準を適用可能であり、対象範囲となる旨を明記いたします。

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver.1.0) に対する意見とその対応方針について

箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応	
8	p4	5. 認証基準の基本的な考え方 (2) 認証区分	「カーボン・オフセットの取組を以下の4つに分類して認証基準を…」の中の「Ⅱ自己活動オフセット支援」 自己活動オフセット支援に用いるクレジットは「提供する事業者の排出量の削減としてはならない」ことを認証基準に加えるべき。	自らの排出削減量として計上するかどうかは、排出量の報告・公表を要求する制度等の個別の状況にゆだねられるものであり、本認証基準側で一律には規定いたしません。御指摘のとおり、Ⅱ自己活動オフセット支援については、事業者の排出量をオフセットするものではなく、オフセット商品・サービスの購入者の日常生活等に伴う排出量をオフセットすることを支援したものであり、この点について、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」に沿って、誰の何をオフセットしたのかを明確にすることを求めています。この点について、第2章(5)における認証基準の補足に補記いたします。
9	p4	「製造業者、流通業者ともに申請者となりうるため双方のどちらの立場での認証の行うものとする」 製造、流通業者で同時に認証した場合、ダブルカウントと捉えられるのではないか。	製造業者、流通業者が同一の商品・サービスの同一の排出量に対して二重に認証する場合、認証費用もそれだけかかるため、製造業者、流通業者が連携してオフセットするのが自然であると考えられます。一方で、同一の商品・サービスでも異なる対象範囲の排出量に対して同一のクレジットを用いてオフセットする場合は、クレジットの二重使用(ダブルカウント)に当たり、認証要件を満たさないと考えられます。	
10	p4	「Ⅰ-1 商品使用・サービス利用オフセットの注記」 「…製造業者、流通業者ともに申請者となりうるため、両者の申請についていずれも認証の対象とする」の趣旨との認識でよいか。	御認識の通りであり、「商品・サービスについては、製造業者、流通業者ともに申請者となりうるため双方のどちらの立場から申請が出された場合でも認証を受け付けることとする。」に修正させていただきます。	
11	p5	5. 認証基準の基本的な考え方 (3) 認証のタイミングと適用される認証要件	これまで環境省、J-COF等で収集・ヒアリングされた情報をもとに ①各取組類型ごとに、想定スキーム・ビジネスモデルの例示の拡充 ②①に加え、各スキーム・ビジネスモデルごとに、申請者が果たす役割に応じた、よりきめ細かな基準設定を希望する。	①については、認証基準の中に、各認証区分の例示を加え、可能な限り対象を明確にいたします。 ②については、今後の多様なビジネスモデルに対しても適用できるように認証基準はできる限り汎用的なものであるべきであるため、申請者が果たす役割等に応じて個々に細かく基準をかけることは考えておりません。今後の認証事業等を通じて本認証基準の応用では対応できず、認証基準自体を細分化する必要がある場合には別途対応を検討したいと考えております。
12	p6	「また、継続的に提供される商品・サービスの場合、販売計画に基づき認証の有効期間を定め、定期的に更新審査を行い認証基準の適合性を確認する。」及び表2の下「定期的に更新審査を行い認証基準の整合性を確認」 有効期間、更新頻度について明確にするべき。	p9の③オフセット量の設定で示しているとおり、販売計画は3ヶ月以上1年未満を目安としており、この期間にあわせて有効期間を設定し、更新を行うことを想定しております。	
13	p6	5. 認証基準の基本的な考え方 (4) 認証基準の見直し	認証基準の見直しについて、最適なカーボンオフセットの普及のためには、段階的に基準を引き上げていくのではなく、最初から基準にランク(例えば可・良・優)を設けて取組の内容により差別化を図るのが理想ではないか。	本認証基準は、カーボン・オフセットの取組の普及も考慮し、「初期段階では基準を最小限度にとどめ、段階的に内容の見直しを行うことによりカーボン・オフセットの質の向上を図る」ことを想定しています。 現時点では複数の基準ランクを設けても上位のランクを満たす事例は少ないことが想定され、また排出量の算定に関しては、見える化の議論の進展とともに算定方法の見直し・明確化が行われていくことが考えられることから、上位ランクの基準を設けるのは時期尚早であると判断しております。なお、現在の基準においても認証基準を大きく(通常の意味でのオフセット)とⅡ(自己活動オフセット支援)とにわけており、最低限の差別化を図っております。
14	p7	「図1 認証基準の見直しの方向性」 具体的な時期を含むシナリオを示すべきではないか。	本認証基準を活用した認証事業を通じて得られた知見、カーボン・オフセットの市場動向及び取組状況や、環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」及び各種ガイドラインの見直しにあわせ、本認証基準を見直すことを想定しています。	

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver.1.0) に対する意見とその対応方針について

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
	第2章 カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準	
15 p8	「①算定範囲」の「I-1においては商品・サービスの製造・使用等」算定範囲には輸送は含まれるのか。	商品・サービスの製造・使用等に伴う輸送は含まれ得ますが、輸送を含めて算定範囲とするかは申請者が判断するものです。なお、活動に関わりがある範囲の全ての排出源を選定しなければならないと誤解される可能性があるため、「対象活動に関わりがある範囲の全部又は一部の排出をオフセットの対象として設定しており、その設定された範囲(バウンダリ)の全ての主要な排出源を特定し、算定対象として抽出していること」に修正させていただきます。
16 P5	「③オフセット量の設定」の「排出量はその計画値を下回った場合のみオフセット量の修正が必要となる」オフセット認証において修正が重なることは消費者に対する信頼性を損なうため、事前認証時の排出量をシミュレーション等により正確に推計する必要がある。	事前認証時にできる限り正確な推計を行うのが望ましいのですが、推計誤差を明確にするよう要求することは実際上困難であるため、現時点の認証基準には含めないことといたします。ただし、定量オフセットにおいて結果的にオフセット量が排出量を上回ってカーボン・マイナスの状態となったとしても消費者の期待に背くことにはならないため、下回った場合のみオフセット量の修正を求めるといった条件は削除させていただきます。なお、今後の認証業務を通じて事前認証時(推計)と事後確認時(実績)で排出量に大きな乖離が発生することが多々ある場合には別途対応を検討させていただきます。
17 P9	「排出量の算定方法」評価項目に保守性という概念を入れるべき。	御指摘を踏まえ、「過小とならないよう正しい算定がなされていること」に修正させていただきます。
18 P9	(1) 排出量の認識 排出係数について、 「算定方法ガイドラインで示される算定式またはそれと同等以上の合理性を有する算定式を用いること。」※少なくとも地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度等の広く一般的に認められる考え方に沿ったものであること。 ・排出係数と活動量の信頼性が担保できること。 ※排出係数については、標準値を採用している場合には一般的に認められている値であり、当該排出活動の代表値として適切であること。。。とあるが、具体的な排出係数が明示されていない。	排出係数に限らず算定方法については、「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」をはじめ、科学的な一定の合理性を有する算定式を採用してもよいことを前提としており、特定の算定式の使用を求めるものではありません。排出係数の選択については、「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」の考え方に準拠いたしますが、使用される排出係数としては、一定の評価を得ている科学論文や官公庁からの発行物等が対象になり得ると考えられます。また、このような点は「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」に沿った情報提供項目の一つであるため、各事業者が考え方を明確にすることが求められます。
19 p8 ~9	「電気の排出係数」は、温対法の算定・報告・公表制度に定める「全電源係数」の考え方で算定することによって、整合性を確保した制度とすべき。	
20 P9	「③オフセット量の設定」一部の場合には、排出量に対して定率又は定量で設定することとあるが、定量、定率の閾値が必要ではないか。	カーボン・オフセットの対象活動の範囲については、カーボン・オフセットの取組を行う者が柔軟に設定するものとしている以上、オフセット量の割合の閾値を設定する明確な必要性及び合理的根拠はないため、現時点での認証基準としては設けず、今後の見直しの際の課題としたいと考えております。
21 P9	「II. 自己活動オフセット支援(認証区分II)」認証するオフセット量の最低限の数量を定めるべきではないか。	最低限の数量を設ける明確な必要性や合理的根拠はないため、現時点での認証基準としては設けないこととします。
22 P9 ~ 10	「〇認証区分ごとの補足事項」II. 自己活動オフセット支援(認証区分II)「④算定範囲及び算定排出量についての情報提供」の「…活動内容とその排出量をわかりやすく示すこと。」記載項目に義務や基準を設けるべき。	情報提供の項目等については、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」によることとしております。
23 P12	「表3 削減努力の認証基準として検討する指標の例」中「②商品・サービスに係る排出量の削減取組」の「カーボン・フットプリントの数値」カーボン・フットプリントの意味を書くべき。	「商品の製造や食品の生産から輸送、廃棄に至る過程や、サービスの利用に伴って排出される温室効果ガス排出量を表示するもの」と用語集に記載させていただきます。

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0) に対する意見とその対応方針について

箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
24	P10	「①申請者自身の排出量の削減取組」 オフセットに取り組む全事業者は、顧客からの信頼のためオフセット商品・サービスを提供する者の責任として自らの排出量算定範囲と排出量、削減対策、目標と実績をホームページ等で公表することを求めるべき。	情報提供の項目等については、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」によることとしております。 御指摘の内容は望ましい事項として位置づけられると考えますが、現段階の基準においては「カーボン・オフセットの取組としてふさわしいものを広く認証し、これをもって普及を図る」こととしているため、今後の見直しの中で検討したいと考えております。
25	P10	削減努力の実施は奨励事項だと考えているが、義務項目なのか？	削減努力の実施は、環境省の「我が国のカーボン・オフセットのあり方について(指針)」においてもカーボン・オフセットを「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる」と定義しており、カーボン・オフセットの構成要素として挙げられています。このため、削減努力の実施は認証基準として求めるべき要素と考えます。
26	p10 ～ 12	(2) 削減努力の実施 「②対象活動に係る排出量の削減取組」 イベントでコスト負担主体が主催者の場合、現行の基準案では参加者に対しては情報提供のみを行うことになっているが、そもそも削減主体は主催者ではなくイベント参加者であるべきではないか。(商品・サービスも同様) また効果の検証を行うケースを推奨する等して認証にランクを設けるべきではないか。	会議・イベントの主催者が申請者である場合には、主催者が参加者や一般社会に対して当該会議・イベントが環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に則した会議・イベントであることを主張することに意義を見出していると考えられます。このため、認証基準としては、主催者による温室効果ガス排出削減の取組の有無をまず確認すべきと考えます。参加者に対してさらに措置を求めることが必要な場合も考えられますが、主催者側で制御できない範囲も考えられることから、現段階での認証基準としては参加者への情報提供を盛り込むにとどめています。なお、参加者による削減努力の余地が大きい場合には、「提供している情報が参加者の削減努力を促すものとして適切であること」において適切な措置をとっているか判断することを想定しています。
27	p11	I-1. ②「製品の使用時のパフォーマンス」 認証対象となる機器そのものが目標基準値を達成していることは要件とせず、通常のトップランナー基準(同一区分内の加重平均が目標基準値に達成していること)に適合していることだけを要件とすべきである。	対象機器の種類によっては、トップランナー基準での目標年度よりも早く各メーカーが基準を達成したためにトップランナー基準の上乗せがなされている現状に鑑み、トップランナー基準に達しないような製品に対して排出量の多さを補うためにオフセットを行うことは、それにより当該製品が環境面で優れたものだという誤解を招きかねないので適切ではないと考えます。このため、同種の機器の中で環境面で劣っていないことを確認するために最低要件としてトップランナー基準の基準値を達成していることを要求しております。
28	p12	表3②の検討する指標「製品の使用時のパフォーマンス」 パフォーマンスとは何を示しているか。	環境性能を意味しており、用語を変更させていただきます。

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0) に対する意見とその対応方針について

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
29 p14	<p>「①クレジットの種類」の「自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の排出枠(JPA)であること。」 JVETSは日本の総CO2の削減と等しいクレジットではないため、JVETSはオフセット対象クレジットとすべきではない。特に、補助金つきのJPAについては、環境省からの設備補助の上に実施されているため、補助金つきのものについてはオフセット対象クレジットとするべきではない。JPAを利用できるのはJVETSの目標保有参加者のみか。</p>	<p>環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」においては、「気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、環境省が2005年から実施している自主参加型国内排出量取引制度(以下「JVETS」という)で用いられる排出枠が取り上げられるが、これ以外にも上記の一定の基準を満たすVER(Verified Emission Reduction)等のクレジットがあればこれを用いることができる」としており、この記述に沿って認証基準を策定しております。京都メカニズムクレジットとしては、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を踏まえ、AAU及びRMU(ただし国内で発行されたAAU及びRMUを除く)についても対象として追加いたします。京都メカニズムクレジット及びJVETSで用いられる排出枠以外の一定の基準を満たすVERについては、「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」において検討しており、オフセット・クレジット(J-VER)を認証対象としております。なお、JVETSのクレジットについては、設備補助による排出削減量は排出枠として認められない(設備補助による排出削減は所与のものとして排出枠が設定されている)ため、他のクレジットと同一視できないという合理的根拠は存在しないと考えております。JPAは、JVETSの目標保有参加者だけでなくJVETSの取引参加者も取り扱うことができ、また、排出量取引の国内統合市場の試行的実施においても流通することが想定されます。</p>
30 p14	<p>「①クレジットの種類」の「京都クレジット(CER, ERU)であること」 京都クレジットのうち、CER, ERUに限定する理由がないため、「(CER,ERU)」を削除すべき。</p>	<p>御指摘の点は、制度が持つ信頼性のレベルをどこに置かかという問題であると考えます。カーボン・オフセットが結果的になされない可能性を防ぐためにはクレジットの調達可能性をより厳格に確認する方が望ましいですが、これを追求した場合、資金手当てを事前にとることを要求することとなります。しかし、キャンペーン商品等売れ行きに応じて資金手当てをしたい場合に事前にクレジットを全部用意することを求めることは難しく、また、支払関係を確認しても契約の履行を最終的に担保できるわけではないことから、現段階の基準としては契約関係の存在と事後的なカーボン・オフセットの実施の確認のみを基準といたします。</p>
31 p14	<p>「①クレジットの種類」 「国内クレジット制度」の国内クレジット、「排出量取引の試行的実施」の試行排出枠はオフセット用に利用できないのか。その場合、それは何故か。</p>	<p>カーボン・オフセットの制度自体の信頼性の確保のために、オフセットに用いるクレジットについて、以下を求めるべき。 ① 自らクレジットを購入する場合には、発行済みクレジットは、契約締結と代金決済の終了、発行予定のクレジットは、契約締結と代金決済、プロジェクト進捗状況の報告義務と審査 ② オフセット・プロバイダーにクレジットの調達・管理等を委託する場合には、認定(あんしんプロバイダー制度等)を受けたプロバイダーからの取得は、プロバイダーとの契約締結と代金決済の終了、認定を受けていないプロバイダーからの取得は、プロバイダーとの契約締結と代金決済、プロバイダーの審査の実施 また、プロバイダーの審査制度の早期確立が必要。</p>
(3) オフセットに用いるクレジット調達等 32 p14 ~ 15	<p>「②クレジットの調達にかかる契約」 ※認証基準の補足 カーボン・オフセットの制度自体の信頼性の確保のために、オフセットに用いるクレジットについて、以下を求めるべき。 ① 自らクレジットを購入する場合には、発行済みクレジットは、契約締結と代金決済の終了、発行予定のクレジットは、契約締結と代金決済、プロジェクト進捗状況の報告義務と審査 ② オフセット・プロバイダーにクレジットの調達・管理等を委託する場合には、認定(あんしんプロバイダー制度等)を受けたプロバイダーからの取得は、プロバイダーとの契約締結と代金決済の終了、認定を受けていないプロバイダーからの取得は、プロバイダーとの契約締結と代金決済、プロバイダーの審査の実施 また、プロバイダーの審査制度の早期確立が必要。</p>	<p>御指摘の点は、制度が持つ信頼性のレベルをどこに置かかという問題であると考えます。カーボン・オフセットが結果的になされない可能性を防ぐためにはクレジットの調達可能性をより厳格に確認する方が望ましいですが、これを追求した場合、資金手当てを事前にとることを要求することとなります。しかし、キャンペーン商品等売れ行きに応じて資金手当てをしたい場合に事前にクレジットを全部用意することを求めることは難しく、また、支払関係を確認しても契約の履行を最終的に担保できるわけではないことから、現段階の基準としては契約関係の存在と事後的なカーボン・オフセットの実施の確認のみを基準といたします。</p>
33 p14	<p>VERの電力排出係数について、「対策によりどの電源からの電力が削減されたか」が反映されたマージナル係数を設定するべきではないか？削減努力の適切な評価や、社会全体での排出削減の進展につながると考えられるため。</p>	<p>VER(Verified Emission Reduction)の認証基準及びその排出係数については、本パブリックコメントの対象外であり、参考とさせていただきます。</p>
34 p15	<p>カーボン・オフセットの制度自体の信頼性の確保のために、排出量の埋め合わせが実際になされなかった場合の制裁(事業者、商品等の開示、一定期間の認証を受ける資格停止等)を定めることは不可欠である。またこのような制裁が可能となるために、事前認証後のクレジット調達の不具合が発生した場合の認証機関への情報提供や認証の撤回等も必要となる。</p>	<p>御指摘のようなオフセットが成立しなかった場合の措置を定めることは必要と考えております。ただし、これは認証を行う際の基準ではないため、認証基準の一部ではなく制度の運用ルールとして対応することが適切であると考えております。現時点では、以下のような措置を設けることを考えておりますが、御意見を踏まえて制度の運用ルール作りを行ってまいります。 ・外部からの通報等によりラベル使用が不適切である可能性を把握した場合、ラベル使用状況の確認審査を実施すること ・中間段階でモニタリングし改善事項がある場合、改善を要請。またオフセットが最終的に遂行されないおそれが高いことが判明した場合には、認証取消の警告を行うとともに対応状況により認証取消を行うこと</p>

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver.1.0) に対する意見とその対応方針について

箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応	
35	p15	(4) 排出量の埋め合わせ	「② オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切であること。」の「クレジットと用途の対応関係が以下のような事項を含む帳簿で管理され…」例えばEXCELで作成した管理帳票(電子ファイル)でもよいか。	本認証基準においては、クレジットと用途の対応関係が適正に管理されているかを要求するものであり、具体的な手法を限定するものではありません。
36	p16		「② オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切であること。」 「予め指定したクレジットとは別のクレジットをオフセットに用いた場合はクレジットの種類は同一であること」としているが、それは何故か。	クレジットの種類は事前に情報提供しているものであり、クレジットの種類により価格、削減方法等に一定の違いがあるため、消費者の期待を裏切らないためにも同一種類であることを求めることとしております。なお、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」においても同一の種類クレジットとするよう求めています。
37	p16		「② オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切であること。」中「クレジットの用途」の「自社の目標達成か、カーボンオフセットか」 自社の目標達成の場合、具体的な活動を明記したほうがよいのではないか。	本認証基準では、カーボンオフセット用であるか否かを確認することが主眼であるため、自社の目標達成に用いた場合の対象活動について明確にする必要はないと考えております。なお、総量のみで排出量の目標管理を行っている場合、対象とする活動を特定できないことも想定されます。
38	p18	付表	「算定範囲、算定排出量についての情報提供」 どれにも必要ではないか？ II の場合にはとくにその妥当性説明が必要ではないか？	算定方法、算定排出量についての情報提供については、(5)情報提供の要件の中に含まれておりますが、この点が明確になるよう修正いたします。IIの場合は、特にオフセットの対象活動が明確でない事例がありえることから、(1)排出量の認識において特記したものです。